

# 令和8年度 東北森林管理局 早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況調査 調査仕様書

## 1 目的

岩手県中部に位置する早池峰山には、固有種を含む希少な高山植物が生育しているほか、ブナ及びヒノキアスナロを主体とする天然林が存在し、アカエゾマツが分布する南限の自生地ともなっていることから、一帯を早池峰山周辺森林生態系保護地域に設定し保護・管理を行っている。また、他の法令の早池峰国定公園にも指定されている地域である。

早池峰山周辺地域で、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息が確認されて以来、近年は森林内での樹皮剥ぎ及び枝葉や下層植生への食痕が見られるようになり、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されているほか、高山植物への食害も確認されている。

このため、当該地域及びその周辺の森林における生物多様性の保全や国土保全、水源涵養機能等の確保、効率的な捕獲への貢献を目的に、早池峰山中心部のニホンジカの実態を把握する。

## 2 業務内容

業務内容は、次の各号により行うものとする。

### (1) 糞粒法によるシカ生息密度調査

早池峰山周辺森林生態系保護地域及び周辺地域山頂部（別紙 1-1、1-2）において、糞粒法による密度調査を令和8年9月下旬に実施し、生息密度分布を明らかにする。なお、新たに調査個所を設定することから事前に踏査を行い調査個所を定める。この際当該地域及び周辺におけるシカ捕獲の実績も踏まえた考察も行う。さらに、この他効率的な捕獲に資する考察を監督職員に対し提案し必要な考察を行う。

調査対象区域は平成23年度に区画割りした40,000ha（A1からJ10、別紙2）のうち、F5～F7、区画のシカの出現しやすい箇所を12箇所程度を選定する。1メッシュ4カ所程度の調査プロットを計12箇所設定して調査を実施し、調査表（別紙3）に記入する。調査プロットは1カ所あたり1m×100mの区画（大プロット）を設定し、具体的な調査は小プロット（1m×1m）ごとに行う。

大プロットの両端の中心（スタート地点及び終了地点の2箇所）（別紙4）の位置情報をGPS等に記録する。

### (2) 調査検討委員会の設置及び運営

事業全体の推進・調整を図るため、委託者が推薦する学識経験者等を含む6名以上で構成する調査検討委員会を設置する。検討委員会は盛岡市で1回開催（時期は令和9年2月上旬頃予定）することとし、事務局及び運営を次のとおり実施する。なお、委員の増減等変更がある場合は監督職員の指示に従うものとする。

- ① 委員との事前打合せ、委員会に係る資料作成、調査結果の報告並びに議事録の作成等の業務を行う。具体的な委員会の日程や必要な業務については、事前に監督職員と協議すること。
- ② 委員会における調査結果に係る報告資料の作成は受注者において実施し、作成した資料を委員

会開催前（2週間以上前）に監督職員に電子データにて提出すること。配布資料の校正及び印刷等は受注者において行う。

- ③ 議事録は、委員会終了後10日以内に作成し、電子データで監督職員に提出すること。委員への校正依頼等は受注者において行う。
- ④ 委員会の運営に係る費用は受注者が負担するものとする。なお、委嘱予定の委員については、次のとおり。

学識経験者等4名、行政関係者1名、地元関係者等1名程度。

### （3）報告書等の作成

委員会での議事や発注者の検討結果を基に、監督職員と連絡調整の上、調査報告書を作成する。報告書は下記のとおり納入する。

#### ① 納入物品

- ・くろみ製本した調査報告書 16部
  - ・調査報告書及び本調査で得られた結果を電子データとして整理及び保存した電磁記録媒体 1式
- なお、調査報告書、報告書の原稿、調査様式、撮影画像等は、調査報告書への使用の有無に関わらず、電磁記録媒体に保存して提出する。

#### ② 納入期限 令和9年3月19日（金曜日）

#### ③ 納入場所 東北森林管理局 計画保全部 計画課

### （4）管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名及びその他必要な事項を契約後14日以内に発注者に通知しなければならない。

なお、管理技術者は、事業の管理及び統括を行うものとし、契約書及び本仕様書に基づき、適正に事業を実施しなければならない。

### （5）打合せ

- ① 調査等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- ② 調査等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- ③ 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ④ 打合せ（対面）の想定回数は、少なくとも契約締結後の事業着手前、調査検討委員会の開催前、成果品納入前の計3回行う。なお、発注者が必要と認めた場合には、適宜行うものとする。

### 3 業務実施期間

契約締結日の翌日 から 令和9年3月19日（金曜日）

### 4 業務計画表の提出

役務契約約款の第3条（業務計画表の提出）によほか、次のとおりとする。

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 5 工程表及び進捗状況報告

受注者は、業務着手後ただちに「着手届」（契約締結の日から7日以内）を提出するとともに、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に任意の様式により「業務工程表」及び「労働災害防止対策」（緊急連絡体制図を含む）を監督職員に提出すること。

また、本調査業務の進捗状況について、毎月1回以上監督職員任意の様式（書面又は電子メール）により報告すること。

### 6 資料等の閲覧、借受及び返却

役務契約約款の第10条（貸与品等）によるほか、次のとおりとする。

受注者は、本業務に関連して、林小班界や森林調査簿等の国有林野事業に関する資料等の閲覧及び借受をする場合には、監督職員の指示に従い閲覧、借受の申請及び返却の手続きを行うものとする。

### 7 関係官公庁等への手続き等

- (1) 受注者は、本調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁その他関係機関への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から指示及び要請等を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告するものとする。

### 8 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### 9 調査入林時の管轄森林管理署等への連絡

調査のため入林する場合は、調査箇所を管轄する森林管理署及び支署並びに当該森林事務所に事前に連絡し、その際、留意事項があった場合にはその指示に従うこと。また、調査時には調査業務を実施している旨を表示する等、第三者からの疑念を招かないよう配慮すること。

### 10 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権について、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、東北森林管理局に帰属するものとする。

- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入された成果物に既存著作物等が含まれる場合には受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 11 守秘義務

- (1) 受注者は、東北森林管理局の許可を得ることなく本業務の実施により得られたデータ及び成果物等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 12 その他

- (1) アフリカ豚熱（以下 {ASF} という。）に係る対応

ア 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、東北森林管理局へ連絡すること。

イ ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

ウ 事業地周辺で野生いのししがASF に感染した場合、各県の行う立ち入り制限等の防疫措置を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

- (2) 旅費交通費について

ア 本業務の旅費交通費については、令和8年1月9日付け7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付け7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」（以下「旅費交通費等の取扱い」という。）により、積算すること。（※旅費交通費の積算：旅費交通費は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。）

詳細は以下を参照すること。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan\\_kijun.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu\\_osirase/attach/pdf/koubai\\_nyuusatu\\_osirase-127.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-127.pdf)

イ 契約締結後、発注者より「滞在して業務を行う場合」の区分となる旨通知があった場合は、受注者は業務工程表に滞在の有無等を記載して監督職員に提出するものとする。

また、現地調査終了後、遅滞なく、宿泊実績報告書（様式は別紙5のとおり）、通勤旅費実績報告書（滞在与通勤が混在する場合）（旅費交通費等の取扱い・様式2）に、滞在した場合は実際に支払った宿泊証明書類（領収書等）を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

なお、上記によりがたい場合については、受発注者間で協議のうえ決定することとする

- (3) 山火事予防について

調査地等の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのようにならなければならない。

(4) その他不明な点は、あらかじめ監督職員と連絡を密にして作業に従事すること。

令和8年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況調査

(別紙1-1)

位置図

S=1:550,000



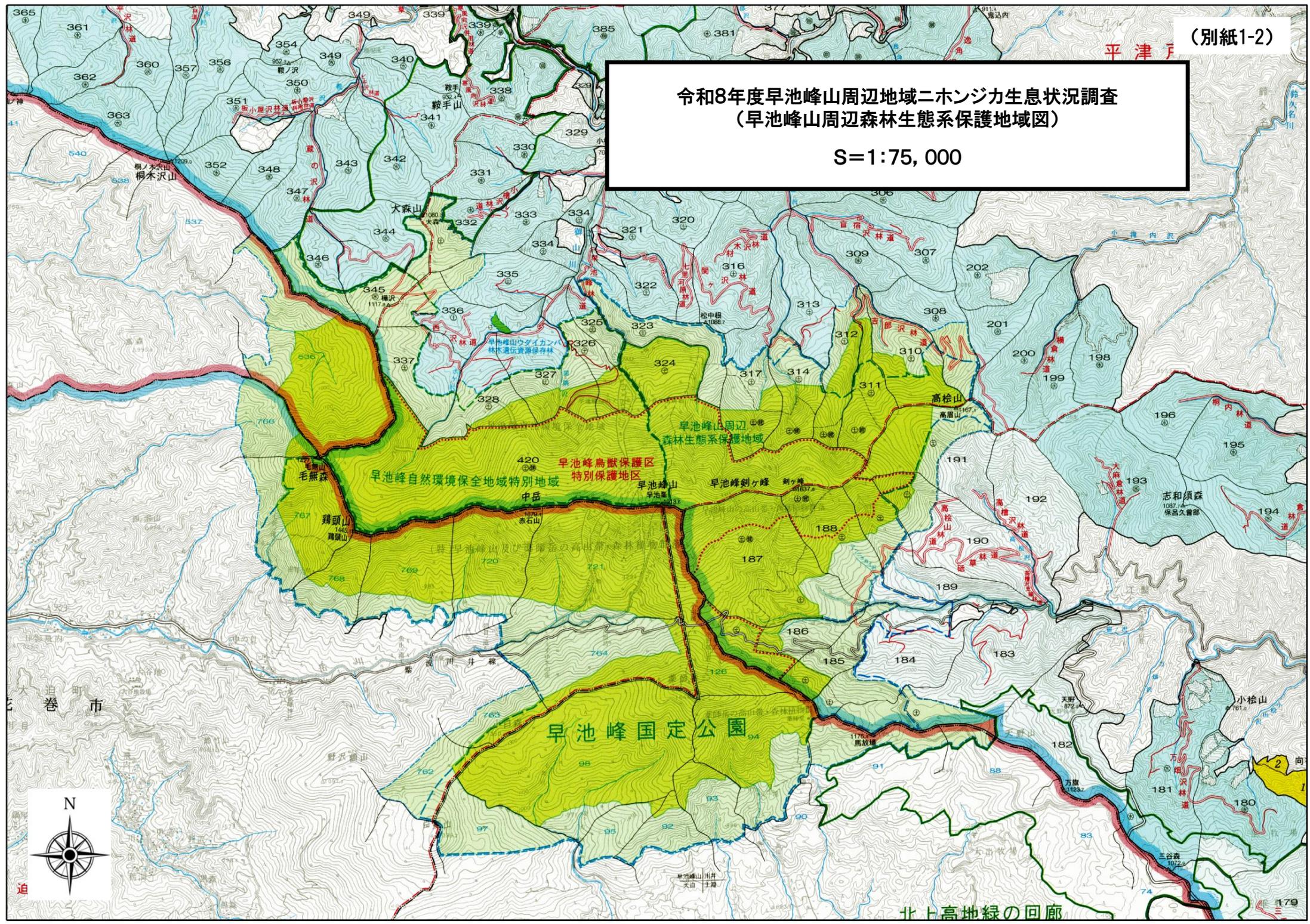
凡例



調査対象地域

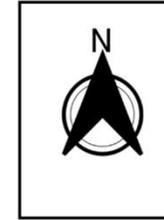
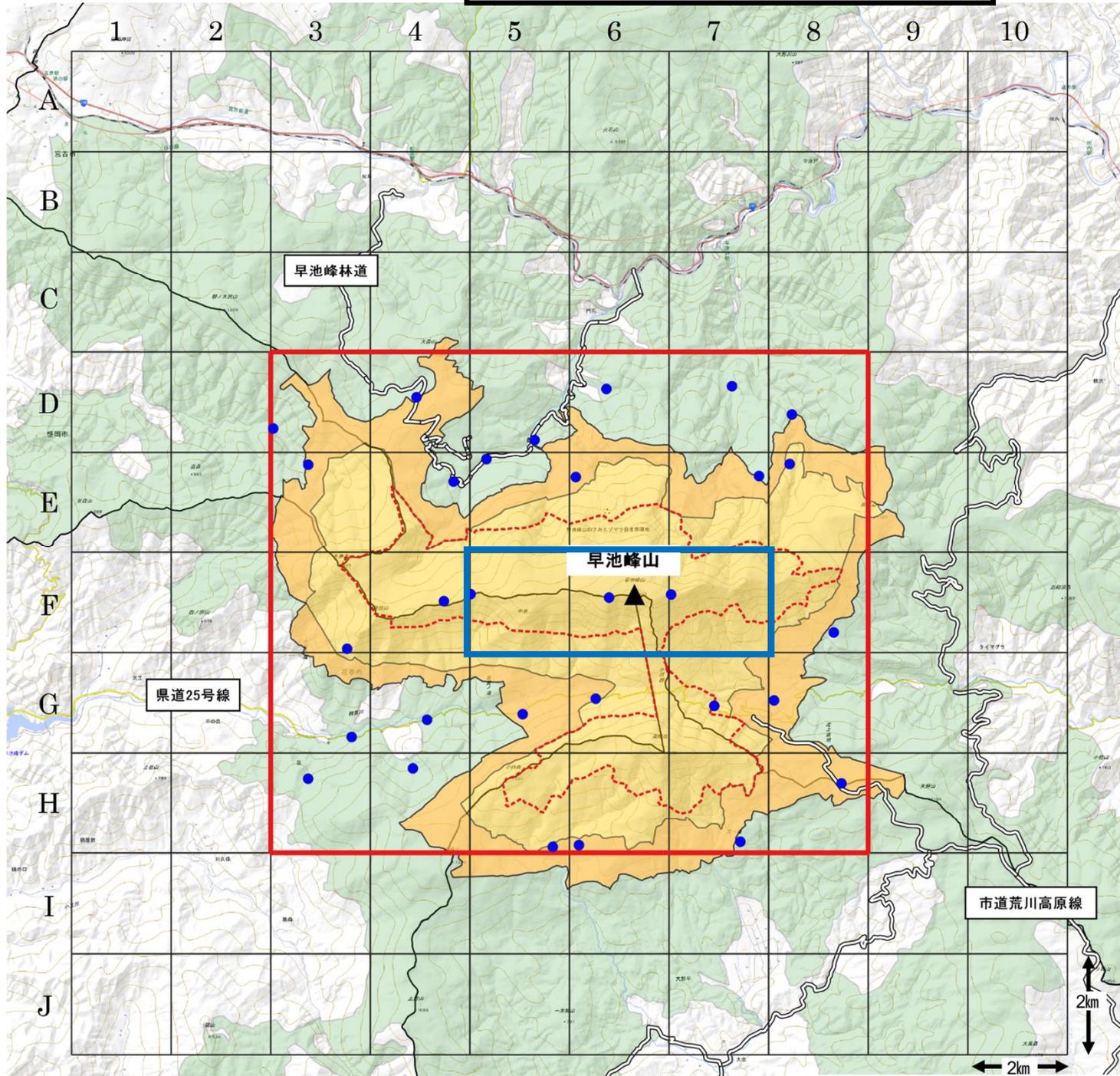
令和8年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況調査  
(早池峰山周辺森林生態系保護地域図)

S=1:75,000



# 糞粒調査プロット 位置図

(別紙2)



凡 例	
	令和8年度 対象区域

※現場の状況等によっては調査プロット位置を変更することがある。

糞粒法による生息密度調査

No. \_\_\_\_\_

調査日時：令和 年 月 日 時 分

調査者： \_\_\_\_\_

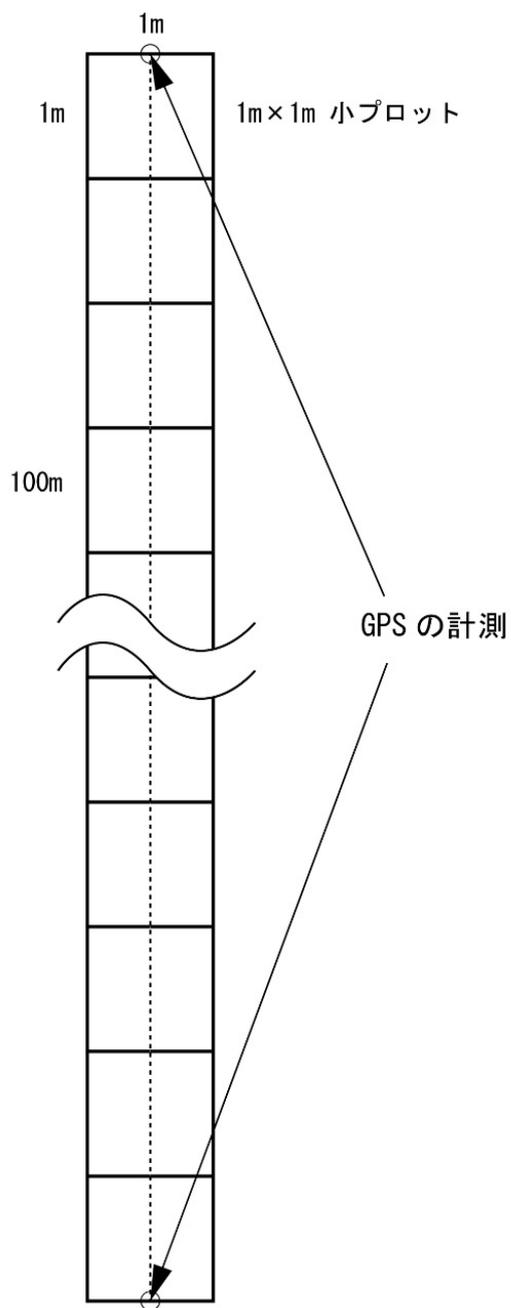
GPS記録： \_\_\_\_\_

写真撮影メモ

(※簡潔に撮影箇所の状況を記載する。)

小プロット	糞粒数	GPSデータ	備考
1			
2			
3			
4			
5			
・			
・			
・			
100			

生息密度調査



生息密度調査プロット図

